宍道高等学校魅力化コンソーシアム規約

(名称)

第1条 本コンソーシアムの名称は「みずうみのかぜ〜宍道☆まなびデザインの会〜」 (以下コンソーシアムという。)とする。

(目的)

第2条 宍道高等学校を核に地域の多様な関係者と生徒、保護者、教職員、同窓会等の宍道高等学校関係者とが 協働体制を構築し、地域を支える人材育成のため、学校教育を充実させることを目的とする。

(業業)

- 第3条 コンソーシアムは前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 地域連携や他校種連携の推進に係わる事業
 - (2) 地域人材育成に係わる事業
 - (3) 学校や地域の魅力の情報発信に係わる事業
 - (4) その他、コンソーシアムで必要と認める事業

(組織)

- 第4条 コンソーシアムは、宍道高等学校、別表1に掲げる地域との協働活動に関わる団体等及び 校長が特に 必要と認める者により組織する。
- 2 コンソーシアムには、協働活動の情報共有の場としての役員会と、具体的な協働活動を行うワーキンググループを置く。
- 3 コンソーシアムには、連絡調整を行う事務局を宍道高等学校に置く。

(役員)

第5条 役員会の役員は校長が委嘱する。

2 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長、副会長及び事務局長)

- 第6条 役員会に会長、副会長及び監事を置き、役員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、コンソーシアム及び役員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 監事は、会計監査を行い、監査結果を役員会に報告する。
- 5 会長は、事務局員の中から事務局長を選任する。

(役員会)

- 第7条 役員会は会長が招集する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りではない。
- 2 役員会は、原則年2回開催する。
- 3 役員会の議長は会長をもって充てる。
- 4 役員会は役員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 役員は自己の利害に関係する議事に参与することができない。
- 6 役員会の議事は、出席役員の過半数で決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。

(役員会の承認等)

- 第8条 会長は、第3条に掲げる事業について、役員会の承認を得るものとする。
- 2 役員会は、各ワーキンググループでの活動や決定事項について共有・振り返り・熟議することで、地域を支える人材の育成に向け、よりよい取り組みの推進のための連絡・調整・支援を行う。

(ワーキンググループ)

第9条 ワーキンググループはコンソーシアムの協働の場とする。

- 2 各ワーキンググループにおいて、グループのリーダーを置く。
- 3 各ワーキンググループの事業方針は役員会において決定し、校長と協議の上実施する。
- 4 ワーキンググループを新たに立ち上げる場合は、役員会で決定する。

(事務局)

第10条 宍道高等学校に事務局を置き、コンソーシアムに関する事務を処理する。

(規約の変更等)

第11条 この規約は、役員会の議事を経なければ変更することができない。

2 この規約に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関し必要な事項は、役員会の議事を経て会長が定める。

別表1(第4条関係)

団体名等	
宍道高等学校FTA(碧雲会)	NHK松江放送局
宍道高校同窓会	松江市宍道地区社会福祉協議会
松江市宍道支所	宍道地区自治会連合会
宍道公民館	宍道まちづくり協議会
	宍道みずうみ学園

附 則

この規約は、令和3年10月1日から施行する。

令和4年2月17日 一部改正

令和5年2月16日 一部改正